

観光ルネサンス補助制度の概要

2010年までに訪日外国人旅行者数を1000万人に倍増させる、との政府目標を達成するためには、ビジット・ジャパン・キャンペーン等による海外への情報発信などと並行して、**訪日外国人をもてなす国内の観光地の魅力向上が急務**である。

近年の観光地を見ると、自治体の活動とは別に、観光カリスマなど、意欲の高い民間人の積極的な活動により活性化に成功している例が数多く見られる。そこで、今回、外客誘致法の改正により、**観光地の活性化に取り組む「民間」の活動を支援**する制度等、観光地の国際競争力の向上を促進する制度を創設する。

- ① 市町村は、単独又は複数で、地域の統一的な観光戦略である「地域観光振興計画」を策定。
- ② 同計画に沿って**観光地の活性化構想に取り組む民間の組織を、市町村が認定。(エリア・ツーリズム・エージェンシー(ATA)と称する。)**
(民間の組織: 公益法人、NPO、三セクなど)
- ③ 構想認定を受けた民間組織(ATA)が行う以下のような事業のうち、**国が認定したものについて、補助制度(観光ルネサンス補助制度)・税制優遇措置等**により支援。

ソフト事業の例

- ・ 外国人受入環境整備事業
(インターネットを活用した多言語情報発信等)
- ・ 観光産業構造改革事業
(地域ブランド商品の開発等)
- ・ 人材育成事業
(観光振興の推進役となる人材の育成)

施設整備の例

- ・ 歴史的建造物(古民家、酒蔵等)の買取・改修
- ・ 民間が運営する案内所、休憩所の整備
- ・ 民間施設(ホテル等)も表示した案内標識の整備
- ・ 民間による広場・ポケットパーク等の整備
- ・ 観光交流センターの整備

※ 18年度予算額: 約2億円
補助率: 40%